

服部社会保険労務士事務所
 労働保険事務組合服部労務管理センター
 服部行政書士事務所
 米子市皆生5-5-5 0856-331-8564 FAX0856-331-8775
 hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/ 平成20年11月号

服部事務所だより

年末賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除額算出方法

社会保険料の控除額 $\text{標準賞与額} \times \text{健康保険料率} \cdot \text{厚生年金保険料率}$
 (標準賞与額 = 賞与総支給額から1,000円未満を切り捨てた額)

・健康保険料率.....
 { 介護保険に該当する人 = 1,000分の46.65
 介護保険に該当しない人 = 1,000分の41
 ・厚生年金保険料率...1,000分の76.75

雇用保険料の控除額 $\text{賞与の総支給額} \times \text{雇用保険料率}$

・雇用保険料率.....一般の事業 = 1,000分の6
 土木・建築他の事業 = 1,000分の7

ご不明な点は当事務所までおたずねください

労働保険事務組合委託事業主の方へ
 労働保険料3期分納入通知はがきを
 近日中にお届けします

口座振替日は12月3日(水)です

ご多忙中恐縮ですが、ご留意ください

労働契約セミナー終了

県社会保険労務士会主催

11月13日(木)午後、「労働契約セミナー」が、ベルライト米子で開催されました。

当初一〇〇名定員の取り組みでしたが、参加申し込みが多く、急ぎよ一八〇名収容の会場に変更するほどで、この問題への関心の高さがわかります。

3人の弁士の説明は、おおむね条文に沿ったものでした。

「勉強になった」という声とともに「弁士の説明はもっと工夫して欲しい」という率直な声も寄せられました。

県社会保険労務士会にはしっかりと伝えたいと思います。
 ご協力ありがとうございました。



11月の生活ホットニュース

来年度から

分娩費用支払い不要に
 政府・与党は、親が分娩費用を病院に支払わなくても公的負担で出産できる制度を導入する方針を固めました。

現在は出産後に親に支給される「出産育児一時金」を、健康保険組合などが直接医療機関に支払うように仕組みを改めます。来年の通常国会に関連法案を提出し、来夏以降に実施の予定。

介護保険料を
 150〜200円引き上げへ
 2009年度の介護保険料について、全国平均で1人あたり月150〜200円程度(3〜5%程度)の引き上げられる見通しが明らかになりました。

事業主・従業員双方にとって、介護保険料の負担がまた大きくなります。

求人倍率が0.84倍に低下
 総務省は労働力調査を発表し、9月の完全失業率が4.0%(前月比0.2ポイント減)に改善したとしています。しかし、諦めて求職活動をしていない人を含めると、潜在的失業者は増大しています。

また、厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.84倍(前月比0.02ポイント低下)となり、8カ月連続で低下しました。(鳥取県は0.68倍)

国民健康保険証のない

中学生以下の子供が約3万人
 保護者が国民健康保険の保険料を滞納しているために保険証を返還させられ、医療保険を利用できない中学生以下の子供が3万2903人(1万8240世帯)いることが、厚生労働省が行った調査で明らかになりました。

同省は、必要な医療が受けられないことがないよう、短期保険証(1カ月〜数カ月)の交付を要請する通知を全国の自治体に出しました。

2009年度から

雇用保険料率引下げへ

政府・与党は、雇用保険財政に余裕があることから、30日に発表した「新総合経済対策」(追加経済対策)に雇用保険料率の引下げを盛り込みました。2009年度から、現行の1.2%から0.2〜0.4%引き下げる方針。また、雇用強化対策として、「年長フリーターの正規雇用の奨励」「新規雇用の創出」なども盛り込まれました。